

大和市告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により市道の路線を次のとおり変更し、同法第18条第1項の規定により次のとおり道路の区域を変更し、及び同条第2項の規定により令和5年1月4日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、告示の日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和5年1月4日

大和市長 大木 哲

路線名	旧	起 点	終 点	幅 員	延 長
	新				
上和田192号	旧	上和田中ノ原 2865番1先	上和田中ノ原 2868番1先	m 2.73	m 13.28
	新	上和田字中ノ原 2865番3	上和田字中ノ原 2866番4	6.00 ~6.21	50.84